

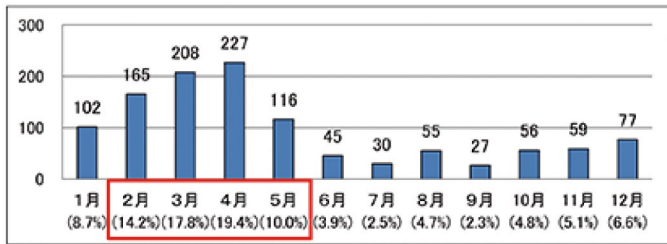
# 屋外での火の使用時は林野火災に注意!

## ! 林野火災(山火事)の年間発生状況

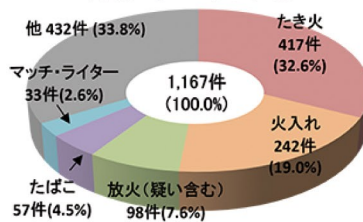
- 林野火災は、年間1300件前後発生しています。
- 年間を通じて発生していますが、年明けから大きく増え始め、特に2月から5月にかけて多く発生しています。
- 出火原因は、たき火、火入れ、放火(疑いを含む)等の**人的要因**によるものが多いです。



林野火災の月別出火件数(令和2年~6年の平均)



林野火災出火原因(令和2年~6年の平均)



大東四條畷管内においても、**人的要因**による林野火災が発生しています!

## ! 林野火災防止のための注意点

- 乾燥・強風の日は火を使用しない
- たき火、火入れは複数人で行う
- 火から目を離さない
- 消火用の水を準備する
- 使用後は完全に消火する
- たばこの投げ捨て、火遊びは絶対にしない



令和8年1月1日から **林野火災注意報・林野火災警報の運用開始**

林野火災注意報	林野火災警報
対象区域での屋外の火の使用中止の努力義務(罰則なし)	対象区域での屋外の火の使用の制限(罰則あり)※

※違反した場合は30万円以下の罰金又は拘留に処せられます。(消防法第44条)

## ! 林野火災注意報・警報発令中における火の使用制限(火災予防条例第29条)

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
6. 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること。

詳しくは消防組合ホームページをご覧ください。

